

平成 28 年熊本地震による特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

1. 建築資金

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

	災害復旧資金	熊本地震 特例措置
融 資 率	90%	100%
貸 付 利 率 (※ 1)	基準金利同率 (激甚災害) 1,000 万円を上限に 当初 3 年間 基準金利▲0.9%	《当初 3 年間》 7.2 億円まで無利子 7.2 億円超の部分は 基準金利▲0.9% 《4 年目以降》 基準金利 同率
償 還 期 間 (据置期間)	最長 30 年 (最長 3 年)	最長 39 年 (※2) (最長 3 年)
無担保貸付	500 万円まで	1,000 万円まで
融資限度額	最大 14.4 億円	担保評価額を上限

- (※ 1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。
 (※ 2) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務（民間金融機関からの借入金を含む）を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合（二重債務）に限る。

2. 機械購入資金

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

	災害復旧資金	熊本地震 特例措置
融 資 率	90%	100%
貸 付 利 率 (※ 1)	基準金利+0.8% (激甚災害) 1,000 万円を上限に 当初 3 年間 基準金利▲0.9%	《当初 3 年間》 7.2 億円まで無利子 7.2 億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4 年目以降》 基準金利 同率
償 還 期 間 (据置期間)	最長 5 年 6 ヶ月 (先進医療機器) 最長 10 年 6 ヶ月 (最長 1 年)	最長 15 年 (最長 3 年)
無担保貸付	500 万円まで	1,000 万円まで
融資限度額	最大 1 億円 (病院) 最大 14.4 億円まで	担保評価額を上限

- (※ 1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。
 (※ 2) 被災以前から医療施設等を経営するための債務（民間金融機関からの借入金を含む）を有し、医療施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合（二重債務）に限る。

3. 長期運転資金

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

災害復旧資金		熊本地震 特例措置	
融 資 率	90%	100%	
貸 付 利 率 (※ 1)	基準金利+0.8% (激甚災害) 1,000万円を上限に 当初3年間 基準金利▲0.9%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利 同率	
償 還 期 間 (据置期間)	最長3年6ヶ月 (最長1年)	最長15年 (最長3年)	
無担保貸付	500万円まで	2,000万円まで	
融資限度額 (※ 2)	最大3,000万円	最大「診療報酬及び 介護報酬」の3か月分	

(※ 1) 貸付金利は、契約締結時の利率が適用される。金利情勢や貸付条件によっても異なる。
 (※ 2) 施設種類に応じて限度額は異なる。

※ その他、独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業を既に利用している場合には、最長6か月間の元利金の返済猶予を実施するとともに、さらに6か月を超える返済猶予が必要な場合にも、個別の状況に応じて対応。

(参考 1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

(参考 2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

ア. 融資相談：大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)

イ. 返済相談：顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)